

# キャリアアップ助成金が変わります

～コースの区分の統合など主な変更点のご案内～【平成28年4月1日改正分】

※ ( ) 内は中小企業以外の額です。

## 1. コース区分の変更

### ○ これまでの6コースを3コースに整理統合

① 正規雇用等転換コース  
② 多様な正社員コース

③ 人材育成コース

④ 処遇改善コース  
⑤ 健康管理コース  
⑥ 短時間労働者の週所定  
労働時間延長コース

改正

① 正社員化コース

② 人材育成コース

③ 処遇改善コース  
a 賃金テーブル改定  
b 共通処遇推進制度  
(a) 健康診断制度  
(b) 賃金テーブル共通化  
c 短時間労働者の労働時間延長

## 2. 正社員化コース

- 正規雇用労働者の短時間正社員への転換又は短時間正社員の新規雇入れを実施した場合の助成を廃止 **廃止**
- 平成28年3月31日まで暫定的に拡充していた助成額等を恒久化 **拡充**

## 3. 処遇改善コース

- 対象人数が11人未満の場合、一定の人数区分で助成額を定額化 **一部拡充**

<全ての賃金テーブル改定> [拡充前 1人当たり3万円(2万円)]

1～3人:10万円(7.5万円)      4～6人:20万円(15万円)  
7～10人:30万円(20万円)      11～100人:3万円(2万円)×人数

<雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定> [拡充前 1人当たり1.5万円(1万円)]

1～3人:5万円(3.5万円)      4～6人:10万円(7.5万円)  
7～10人:15万円(10万円)      11～100人:1.5万円(1万円)×人数

- 共通処遇推進制度 **一部廃止** **一部新規**
  - ・生活習慣病予防検診の制度を新たに規定し実施した場合の助成を廃止
  - ・正規雇用労働者と非正規雇用労働者との共通の賃金テーブルを新たに設け、適用した場合に1事業所当たり60万円(45万円)を助成
- 短時間労働者の労働時間を延長した場合の助成額等を拡充 **拡充**  
1人当たり20万円(15万円) ※1年度1事業所当たり15人が上限  
[拡充前 1人当たり10万円(7.5万円) ※1年度1事業所当たり10人が上限]

※ 事前にキャリアアップ計画の提出が必要

※ すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用するなどの場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。

※ キャリアアップ助成金のコース一覧は裏面をご参照下さい。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※ 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に参考となる好事例等をご紹介します。  
「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 <http://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/>



# キャリアアップ助成金のコース一覧【平成28年4月1日現在】

助成内容		助成額 ( ) は中小企業以外の額
<b>1 正社員化コース</b>	有期契約労働者等を ・ <b>正規雇用労働者・多様な正社員等に転換</b> または ・ <b>直接雇用</b> した場合	①有期→正規：1人当たり <b>60万円 (45万円)</b> ②有期→無期：1人当たり <b>30万円 (22.5万円)</b> ③無期→正規：1人当たり <b>30万円 (22.5万円)</b> ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり <b>40万円 (30万円)</b> ⑤無期→多様な正社員：1人当たり <b>10万円 (7.5万円)</b> ⑥多様な正社員→正規：1人当たり <b>20万円 (15万円)</b> ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
<b>2 人材育成コース</b>	有期契約労働者等に ・ <b>一般職業訓練</b> (Off-JT) ・ <b>有期実習型訓練</b> (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ <b>中長期的キャリア形成訓練</b> (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT)を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり <b>800円 (500円)</b> 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大 <b>30万円 (20万円)</b> 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 最大 <b>50万円 (30万円)</b> ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり <b>800円 (700円)</b>
<b>3 処遇改善コース</b>	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① <b>すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額</b> させた場合 ② <b>正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用</b> した場合 ③ <b>週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用</b> した場合	①賃金テーブル改定 ・すべての賃金テーブル改定： 対象労働者数が 1～3人： <b>10万円 (7.5万円)</b> 4～6人： <b>20万円 (15万円)</b> 7～10人： <b>30万円 (20万円)</b> 11～100人： <b>3万円 (2万円)</b> ×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 対象労働者数が 1～3人： <b>5万円 (3.5万円)</b> 4～6人： <b>10万円 (7.5万円)</b> 7～10人： <b>15万円 (10万円)</b> 11～100人： <b>1.5万円 (1万円)</b> ×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円 (15万円) 加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施： 1事業所当たり <b>40万円 (30万円)</b> ・共通の賃金テーブルの導入・適用： 1事業所当たり <b>60万円 (45万円)</b> ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長：1人当たり <b>20万円 (15万円)</b>

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆ご不明な点については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせ下さい。